

令和7年5月29日

いなべ市議会議員 小川 幹則 様

いなべ市議会副議長 篠原 史紀

いなべ市議会政治倫理規程第9条第1項に基づく措置について（通知）

1 措置の内容

議員の辞職勧告

2 措置を講じる理由

(1) 令和7年3月10日付けの消印で、各会派代表者宛てで議会事務局に届いた匿名葉書には、公職選挙法に抵触する恐れがある対象議員の行動について告発されたものであった。

その葉書を、速やかに各会派代表者へ渡さず、令和7年第1回定例会閉会日（3月25日）の本会議後に議長室で各会派長に対し手渡され説明があった。説明までの間、葉書を対象議員の管理下にあったにもかかわらず各会派長へ開示しなかったことを確認した。

次に、3月11日付けで受理した「市議会意見箱に投函されていた市民からの意見」についても、匿名葉書同様に、公職選挙法に抵触する恐れがある対象議員の行動について記入されていた。当該意見は、いなべ市議会意見箱運用ガイドラインに基づき、次回議会運営委員会（4月8日招集）に回付されたが、当該委員会で疑惑の解明はされなかった。

また、これら一連の匿名による告発について、4月8日の全員懇談会で各議員からの質問に対しては、「名誉棄損、人権問題であるため答えない」と発言した。

匿名葉書及び匿名による意見投函であったため、当初対象議員は当該告発を「怪文書」と捉えていたが、その後「誹謗中傷が含まれる文書」とした。いなべ市議会事務局処務規程に基づく決裁者である対象議員は、文書が自身の管理下にあったにも関わらず、率先して説明することを避けたと受け取られかねない行動である。

この経緯において、議会に対し、市民に疑いが生じている趣旨であったことを鑑み、対象議員は同規程第3条第2項の規定に基づき、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするべきであった。

よって、同規程第3条第2項の規定に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

(2) 梅戸老人会の伊勢神宮参詣の当日、缶ビール1箱程度を差し入れた事実が確認された。このことは、公職選挙法第199条の2（政治家の寄附の禁止）に抵触するものであり、市民の代表者としての品位と名誉を損なうような行為であることから、同規程第3条第1項第1号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

(3) 選挙区内の知人、友人等への時候のあいさつ（年賀状）の送付については、公職選挙法第147条の2（あいさつ状の禁止）では、「答礼のため自筆によるもの」以外は禁止されている。対象議員への事情聴取の結果、答礼も含め対象議員の親戚及び友人に対し印刷による時候のあいさつを送付したことが確認できたため、同法に抵触する恐れがある。

よって、同規程第3条第1項第1号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

(4) 喫茶店への祝花として1万2,000円～1万3,000円の胡蝶蘭の贈呈したことを確認した。対象議員からは、氏名の表示はしていないと説明を受けたが、当審査会としては、対象議員の申告による以外確認の方法は見当たらない。結果的に当該店に対し対象議員が祝花の贈呈を行ったことを市民が知る事態となったことを受け、公職選挙法第199条の2に抵触する恐れがある。

よって、同規程第3条第1項第1号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

### 3 附帯意見

当該審査会設置後、当該審査会委員複数名に対し、対象議員は自身の心情を語ったことが判明した。話し手の意図、聞き手の捉え方に齟齬があり、対象議員がとった言動の真意を解明するには至らなかった。しかし、事情聴取及び弁明の機会があるにも関わらず、対象議員が個別に対応したことは、当審査会への運営操作、働きかけと取れるものである。

この行為は、同規程第3条に掲げる基準に該当するか如何に関わらず、いなべ市議会議員として極めて不適切な行動であったと、審査会から報告を受けました。